

# 宮崎県公報

平成23年6月30日(木曜日)号外 第56号

峼 癷 行 空

印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

百

○漁港区域内における放置禁止区域及び物件の指

定 (9件) ..... (漁村振興課) 1

○漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施

設の指定 (9件) ………………(漁村振興課) 2

○船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び

徵収対象漁港(8件) ……( " ) 4

正

○平成23年 5 月30日付け県公報 (第2289号) 中 …… 5

#### 宮崎県告示 544号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第5項各号列記 以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の 区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第3種油津漁港のうち、東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線 及び水際線に囲まれた漁港区域内の水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日 平成23年8月1日

## 宮崎県告示 545号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第5項各号列記 以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の 区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第3種目井津漁港のうち、南沖防波堤と沖防波堤の先端を結ん だ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日 平成23年8月1日

# 宮崎県告示 546号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第 5 項各号列記 以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の 区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第2種大堂津漁港のうち、東防波堤と西防波堤の先端を結んだ

線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年8月1日

## 宮崎県告示 547号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第5項各号列記 以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の 区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第1種鶯巣漁港のうち、防波堤と防砂堤の先端を結んだ線及び 水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年8月1日

## 宮崎県告示 548号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第5項各号列記 以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の 区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第1種富土漁港のうち、管理道路と防波堤の先端を結んだ線及 び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年8月1日

## 宮崎県告示 549号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第5項各号列記 以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の 区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

# 宮崎県公報

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第1種宮浦(鵜戸)漁港のうち、東防波堤と防波堤の先端を結 んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年8月1日

#### 宮崎県告示 550号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第1種鵜戸漁港のうち、東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線 及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年8月1日

#### 宮崎県告示 551号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号) 第39条第5項各号列記 以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の 区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第1種鵜戸(大浦地区)漁港のうち、防波堤と西防波堤の先端 を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年8月1日

#### 宮崎県告示 552号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第39条第5項各号列記 以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の 区域及び物件を指定する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第1種夫婦浦漁港のうち、東防波堤と西防波堤の先端を結んだ 線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年8月1日

#### 宮崎県告示第 553号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなけれ

ばならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
油津漁港(日南市)	漁港内 指定施設 C内 番号30から 100で示さ れた区域 図面に示す 漁港内 指定施設 D内 番号1から29で示され た区域 図面に示す	100隻以内	周年

2 指定の適用の日平成23年8月1日

#### 宮崎県告示第 554号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項 の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなけれ ばならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
目井津漁港(日南市)	漁港内 指定施設 C内番号42から86で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設 D内番号1から41、87から92で示された区域 図面に示す	92隻以内	周年

指定の適用の日
 平成23年8月1日

## 宮崎県告示第 555号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項 の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなけれ ばならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

# 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間

大堂津漁港	漁港内 指定施設D内	53隻以内	周年
(日南市)	番号32から51で示され		
	た区域 図面に示す		
	漁港内 指定施設E内		
	番号1から31、52、53		
	で示された区域 図面		
	に示す		

2 指定の適用の日平成23年8月1日

#### 宮崎県告示第 556号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
鶯巣漁港 (日南市)	漁港内 指定施設F内 番号1から6で示され た区域 図面に示す	6 隻以内	周年

2 指定の適用の日平成23年8月1日

# 宮崎県告示第 557号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
富土漁港(日南市)	漁港内 指定施設 D内 番号 1 から 3 で示され た区域 図面に示す	3 隻以内	周年

2 指定の適用の日平成23年8月1日

## 宮崎県告示第 558号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項 の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなけれ ばならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾

事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
宮浦 (鵜戸) 海港	漁港内 指定施設 D内 番号 1 から 2 で示され	2 隻以内	周年
(日南市)	た区域 図面に示す		

2 指定の適用の日平成23年8月1日

#### 宮崎県告示第 559号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項 の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなけれ ばならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
鵜戸漁港 (日南市)	漁港内 指定施設F内 番号1から13で示され た区域 図面に示す	13隻以内	周年

2 指定の適用の日平成23年8月1日

## 宮崎県告示第 560号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項 の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなけれ ばならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
鵜戸(大浦地区	漁港内 指定施設F内	3 隻以内	周年
)漁港	番号1から3で示され		
(日南市)	た区域 図面に示す		

2 指定の適用の日平成23年8月1日

## 宮崎県告示第 561号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)第10条第1項

# 宮崎県公報

の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなけれ ばならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾 事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
夫婦浦漁港 (日南市)	漁港内 指定施設 E 内 番号 1 から 5 で示され た区域 図面に示す	5 隻以内	周年

2 指定の適用の日 平成23年8月1日

#### 宮崎県告示第 562号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)附則第2項の 規定により、係留指定施設以外の桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場に おける船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 を次のように定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日 平成23年8月1日
- 2 徵収対象漁港

日井津漁港

## 宮崎県告示第 563号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)附則第2項の 規定により、係留指定施設以外の桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場に おける船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 を次のように定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日 平成23年8月1日
- 2 徵収対象漁港 大堂津漁港

## 宮崎県告示第 564号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)附則第2項の 規定により、係留指定施設以外の桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場に おける船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 を次のように定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日 平成23年8月1日
- 2 徵収対象漁港 鶯巣漁港

# 宮崎県告示第 565号

宮崎県海港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)附則第2項の 規定により、係留指定施設以外の桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場に おける船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 を次のように定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日 平成23年8月1日

2 徵収対象漁港 富十漁港

#### 宮崎県告示第 566号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)附則第2項の 規定により、係留指定施設以外の桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場に おける船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 を次のように定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日 平成23年8月1日
- 2 徵収対象漁港

宮浦(鵜戸)漁港

#### 宮崎県告示第 567号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)附則第2項の 規定により、係留指定施設以外の桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場に おける船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 を次のように定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日 平成23年8月1日
- 2 徵収対象漁港 鵜戸漁港

## 宮崎県告示第 568号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)附則第2項の 規定により、係留指定施設以外の桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場に おける船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 を次のように定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日 平成23年8月1日
- 2 徵収対象漁港

鵜戸 (大浦地区) 漁港

## 宮崎県告示第 569号

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)附則第2項の 規定により、係留指定施設以外の桟橋、岸壁、物揚場及び船揚場に おける船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港 を次のように定める。

平成23年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 使用料徴収開始の日
  平成23年8月1日
- 2 徵収対象漁港 夫婦浦漁港

正 誤

平成23年5月30日付け県公報(第2289号)中

ページ	段	行	誤		誤 正		正
4	左	24	漁港内	指定施設C	漁港内	指定施設D	

平成 23 年 6 月 30 日 (木曜日)	号外 第 56 号	宮	崎	県	公	報